

十和田市協働による除雪の推進に関する条例が制定されました

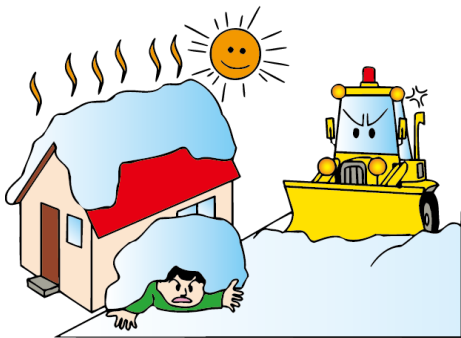
(平成25年12月1日スタート)

【条例により市民が遵守すべき事項】

第6条 市民は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自己の所有し、又は使用する敷地内の雪をみだりに道路に出さないこと。
- (2) 建築物から道路に雪を落下させないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 路上駐車その他除雪作業に支障が生じる行為をしないこと。

屋根から道路へ落雪しないよう対策をしましょう



屋根の雪が道路や歩道へ落ちると除雪作業の支障となるばかりか、通行中の車や歩行者にも危険です。事故を防ぐためにも対策をしましょう。

【指導】

上記の遵守事項が守られないことにより、除雪作業に支障が生ずるおそれがある場合は、遵守事項を守るよう又は必要な措置を講ずるよう指導することとなります。

道路への落雪は、法律で禁止されており、罰せられる恐れがあります

- ・道路交通法第76条第4項第7号
屋根雪をおろしたままの放置・・・5万円以下の罰金
- ・民法第218条
雨水を隣地に注ぐ工作物の設置禁止・・・建築の中止・変更命令
- ・民法234条
境界線付近の建築制限（境界線から50cm）・・・建築の中止・変更命令

問 市役所土木課 ☎51-6730

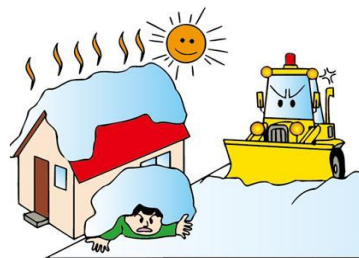
◆屋根からの落雪対策のお願い◆

車道・歩道への屋根雪の落下は、除雪作業上著しい障害となるばかりではなく、車の走行、児童・生徒の通学においても大変危険であります。万一の場合は、損害賠償責任を問われることにもなりかねません。

十和田市では、安全・安心な冬の道を確保するため、『十和田市協働による除雪の推進に関する条例』を制定しました。この条例においても、市民が守るべき遵守事項として屋根雪落下防止を規定しております。

（条例施行日：平成 25 年 12 月 1 日）

道路用地に氷雪が落下する危険性がある場合は、雪止め、落雪防止フェンス等を設置し、冬期間の冬道通行の安全に努めましょう。



屋根雪落下防止対策は、建築主自らの責任で行いましょう！

【屋根雪落下防止のお願い】

私たち三本木小学校防犯パトロール隊は、地域の子供たちが、安全に安心して登下校できる地域社会の実現を目指し、活動を始めてから 7 年目になります。

子供たちが事故や犯罪に巻き込まれないように、「地域の子供は、地域で守ろう」、「今日も、無事でいてほしい」という思いで、地域の各団体と連携しながら、パトロールを実施しております。

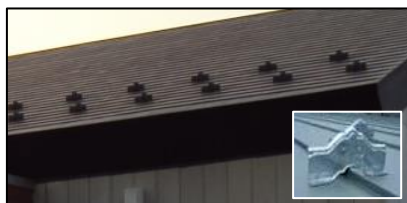
とくに雪が降ると、住宅・車庫からの屋根雪、氷、つらが通学路の歩道に落下する箇所が見受けられ、大変心配をしております。また、通学路が落雪により歩行できなくなると、車道を歩行することとなり子供たちにとって、大変危険であります。

歩道に雪が落下しないよう、市民みんなが自ら対策をしていただきますようお願いいたします。

三本木小学校防犯パトロール隊 代表 佐藤 やえ



屋根雪落下防止の事例



問い合わせ先

十和田市土木課 Tel. 51-6730